

# 茨城県被災宅地危険度判定実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し、又は軽減し、もって住民の安全の確保を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。） 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

### (危険度判定の執行計画)

第3条 知事及び市町村長は、危険度判定業務を円滑に執行するための体制を整備するものとする。

- 2 知事は、茨城県地域防災計画地震災害対策計画編及び茨城県土木部地震等災害対策マニュアルに基づき、市町村の実施する危険度判定業務を支援すること。
- 3 市町村長は、大地震等が発生したときを想定し、災害対策本部における一組織として危険度判定実施本部を設けることを防災計画の中に位置付けること。

### (危険度判定の責任体制)

第4条 この要綱による危険度判定業務は、被災した市町村長が行うものとする。

- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定業務の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 宅地判定士の派遣を要請した市町村及び県は、原則として、危険度判定業務の実施に係る経費を負担するものとする。

(連絡支援体制等)

第5条 知事は、被災した市町村長、他の都道府県又は国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対し速やかに協力を依頼するものとする。

2 知事は、災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときは、必要に応じて、他の都道府県に対して宅地判定士の派遣を要請し、又は国土交通省に対し宅地判定士の派遣等について調整を要請することができる。

(市町村への指導・助言)

第6条 知事は、市町村長が地域防災計画を踏まえ、この要綱に基づく危険度判定の実施に関しあらかじめ計画等を策定する場合に、必要な指導・助言を行うことができる。

(県、市町村等の連絡調整組織)

第7条 知事及び市町村長は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対してこの要綱に基づく危険度判定業務を円滑に行うため、県、市町村等の相互の連絡調整のための体制を整備するものとする。

2 前項の規定による連絡調整組織を茨城県宅地開発協議会に置くものとする。

## 第2章 危険度判定

(調査対象施設)

第8条 危険度判定を行う対象施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 擁壁
- (2) 宅盤、切土のり面、盛土のり面及び自然傾斜
- (3) 排水施設
- (4) その他必要な個所

(調査対象区域及び期間)

第9条 調査対象地域は被災区域全域とし、調査は大地震等の発生後速やかに実施し、概ね2週間程度で終了させるものとする。

(調査方法)

第10条 調査方法は、目視又は簡便な計測によって行う。また、調査にあたっては、被災宅地危険度判定連絡協議会の作成した「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」によるものとする。

(判定結果の公表・措置)

第 11 条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示するとともに応急措置、避難勧告等の措置を講ずるものとする。

(調査に必要な資料・機器・用具類の備蓄)

第 12 条 市町村長は、調査に必要な資料、機器及び用具類を常備し、適切に保管しておくものとする。

2 知事は被災市町村を支援するため、県庁及び各県民センターに調査に必要な資料、機器及び用具類を常備し、適切に保管しておくものとする。

3 調査に必要な資料・機器・用具類は別表に記載したものとする。

### 第 3 章 被災宅地危険度判定士制度

(被災宅地危険度判定士)

第 13 条 知事は、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、当該宅地を調査し、その危険度を判定するため、あらかじめ宅地判定士を登録するものとする。

2 登録の実施に関する事項は、知事が別に定める。

(宅地判定士名簿)

第 14 条 知事は、前条により宅地判定士の登録を行った場合には、速やかに別に定める事項を被災宅地危険度判定士名簿（以下「名簿」という。）に記載しなければならない。

(講習会の開催)

第 15 条 知事等は、この要綱に基づき運用される制度に協力しようとする者に対して、危険度判定の実施に必要な知識を修得させるため、講習会を開催することができる。

(判定調整員)

第 16 条 被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）は、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指揮監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。

2 知事は、危険度判定の実施にあたり、宅地判定士である者で前項の業務を適正に執行できると認められた者を判定調整員として指定するものとする。

3 知事は、判定調整員を認定したときは、指定年月日を、名簿に記載しなければならない。

付 則

- 1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に協議会の行った登録等に関する業務については、この要綱により処理されたものとみなす。

付 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年8月28日から施行する。

別 表)

調査に必要な資料・機器・用具類

区分	判定資器材名	市町村準備	派遣側準備	判定士準備	備考
最	認定登録証			○	登録時交付
	腕章		○		協議会配布
	判定調査票		○		
	判定ステッカー (ビニール被覆)		○		
	判定マニュアル・手引き			○	講習会配布
低	ヘルメット	○		(○)	
	ヘルメット用シール	○	○		協議会配布
	住宅地図	○			
必	筆記用具 (赤・黒マーカー)	○			
	バインダー (下敷き)	○			
要	バインダーが入るビニール袋	○			
	スラントルール (勾配儀)		○		
	ガムテープ (布製)		○		
	針金ピン (番線)		○		
な	雨具			○	
	防寒具 (ジャンパー)			○	
	水筒			○	
も	マスク			○	
	デジタルカメラ	○		(○)	
の	黒板 (ホワイトボード・ボール紙)	○			
	コンベックス		○		
	巻き尺		○		
	懐中電灯		○		
	軍手		○		
	ナップサック			○	
	はさみ、のり	○			
	携帯電話			○	
	パソコン、CD-ROM	○			取りまとめ作業に必要
	クラックスケール		○		
	ポール		○		
	テープロッド	○			
ホイッスル		○			
あ よ っ た も ほ の う が	テストハンマー	○			
	クリノメーター	○			
	コンパス (方位磁石)	○			
	双眼鏡	○			
	下げ振り	○			
	ラジオ	○			
	GPS (カーナビ)	○			
	番線 (結束線)・リボン	○			
トランシーバー	○			携帯不可時	